

鶴岡市児童発達支援センターの整備について（案）

①

児童発達支援センターとは

児童発達支援センターは、児童福祉法に定める児童福祉施設であり、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関と位置付けられている。

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村に1か所以上設置することとされており、本市の第3期障害児福祉計画においても、国の指針に沿った目標設定をしている。

◆児童福祉法第7条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

◆児童福祉法第43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

児童発達支援センターに求められる4つの中核的役割

① 幅広い高度な専門性に基づく 発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うことはもとより、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ等により、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力向上を図り、保育所等への移行や併行利用等の可能性を検討する等、障害の有無に関わらず共に育ち暮らしていくインクルージョンの環境づくりを進める機能

④ 地域の発達支援に関する 入口としての相談機能

障害児相談支援の指定を有し、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等「気付き」の段階から、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

鶴岡市児童発達支援センターの整備について（案） ②

整備方針案の見直しについて

児童発達支援センターの整備方針案については、令和7年2月19日開催の鶴岡市障害者施策推進協議会において、中核拠点型、市直営、総合保健福祉センターにこゝる内を整備候補地として整備する案としており、今年度は、その実現性を含めて検討を進めてきたところ、整備に向けて非常に困難な課題があることから、次の通り、方針案の一部見直しを図るものです。

運営体制について →現行案を見直し

【現行案】
市職員と民間等専門職の協同による運営



市職員の配置には、市役所全体の定員適正化や組織機構に関わる課題があることから、市が設置し民間の専門性を生かして運営を行う公設民営とするもの。

【見直し案】
公設民営（指定管理）による運営

中核拠点型の整備方針について →現行案の通り

児童発達支援センターは、中核拠点型と面的整備型の整備手法があるが、中核機能を包括的に有し各機能を発揮する中核拠点型センターの設置を目指します。

<中核拠点型と面的整備型の概要、利点、留意事項>

	中核拠点型	面的整備型
概要	児童発達支援センターが4つの中核機能を包括的に有し、各機能を発揮していく形	児童発達支援センターを含む地域の様々な機関が連携しながら、地域全体で4つの中核機能を発揮していく形
利点	・改正児童福祉法の趣旨（児童発達支援センターが中核機能を発揮する）に合致 ・中核機能の発揮が1か所の事業所（児童発達支援センター）で行えるため、各機能間の連携が必要となった際の調整が容易 など	・児童発達支援センターが管内にない、人員体制等が十分でない場合等も対応が可能 ・児童発達支援センター以外に地域の中核的な位置付けである事業所等がある場合、その力を有効活用できる など
留意事項	・児童発達支援センターの人員体制や他機関との連携、職員のスキル等が十分でない場合、うまく中核機能を発揮できない懸念がある など	・機能が分散されるに伴い調整等が増える可能性がある ・利用者や他事業所からみて複雑な体制になる可能性がある など

整備候補地について →現行案を見直し

現行案では、総合保健福祉センターにこ♥ふる内の空きスペースの活用を想定しており、今年度はその実現に向けた検討を進めてきたところです。

しかし、現状のこ♥ふるは、どのスペースも機能を持って活用されており、センター設置の実現性が低いといえることから、現行案を見直し、鶴岡市立の施設であり、指定管理によって運営されている「鶴岡市立あおば学園」へ設置することとしたい。

【現行案】
総合保健福祉センターにこ♥ふる内に設置



【見直し案】
鶴岡市立あおば学園に設置
(市内宝町18-50)

(1) にこ♥ふる内候補地の検討内容について

にこ♥ふるの中で比較的遊休スペースといえる唯一の場所が「3階南ラウンジ」ですが、設備基準で求められる発達支援室、遊戯室、相談室等の他、事務室等の整備も必要であり、必要な面積を確保することが困難であるとともに、手洗い場やトイレ等の水廻り設備の新設も必要なことから、整備候補スペースとしては困難性が高く適さないと思われる。

また、こども家庭センターの「なかよし広場と幼児ルーム」の活用についても検討したところですが、現状の機能（自由来館の遊び場等）で既に活用されており、それを必要としている利用者が多数いる中で、児童発達支援センター機能を追加することは、従来の機能を縮小または制限することに繋がる可能性もあることから、こどもに関する施策全体を勘案すると、整備候補スペースとしては優位性が低く適さないと思われる。

設置主体の整理について

鶴岡市立あおば学園は、設置及び管理条例に基づく市の施設であり、「鶴岡市児童発達支援センター」についても市として設置するものです。

あおば学園は、既に児童発達支援事業と障害児相談支援事業の機能を有しており、市の相談支援センター機能も担っています。また、こども家庭センター等の各種施策実施機関とも適切な連携が図られている実績もあることから、「鶴岡市児童発達支援センター」の整備方針として採用したいと考えています。